

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年8月3日

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 酒井 喜敏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している空港気象ドップラーレーダー装置の障害時に迅速な復旧を行うために整備されている予備品に発生した不具合を復旧するために必要な故障診断を行い修理方法の検討を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、「4 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及びソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、「4 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

空港気象ドップラーレーダー送受信ユニットほか故障診断

(2) 業務内容

故障しているレーダー送受信ユニット（1台）、周波数変換ユニット（1台）について、不具合箇所の特定を行ったうえで、効果的かつ具体的な修理方法の報告を行うものである。

(3) 履行期限

令和9年3月31日（水）

3 業務目的

既存の空港気象ドップラーレーダー装置のレーダー送受信ユニット、周波数変換ユニットに不具合が生じており、障害発生時において速やかに交換、復旧ができない状態となっていることから、同機器の故障箇所を特定したうえで具体的な修理方法を検討し迅速かつ確実に修理を行えるようにすることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 札幌管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通

省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置が航空気象観測情報を提供する機器であることを理解し、航空気象観測業務等に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置の性能・機能に関する仕様を理解し、故障診断を行うレーダー送受信ユニットおよび周波数変換ユニットについて、個々の機能や性能について熟知し、不具合個所の特定や具体的な修理方法等の診断を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 札幌管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。

また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 札幌管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに作業を終わらせ報告書の提出を完了する体制を有すること。

(6) 業務実績に関する要件

ドップラーレーダー装置及び付属機器の点検や修理に係る実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本ソフトウェアに使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造及び改変する権利を有していること、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒060-0002

札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区気象台総務部会計課 調査官（契約担当）

電話 011-611-6152

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和8年8月3日（月）から令和8年8月17日（月）まで、（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年8月18日（火）17：00まで、（1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において北海道地域の競争参加資格を有していない場合も、5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。